

産業廃棄物処理計画書

令和6 年 6 月 17 日

名古屋市長 殿

提出者
住 所 愛知県名古屋市守山区四軒家二丁目 6 0 9

氏 名 積水ハウス建設中部株式会社
代表取締役 法橋 千虎
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 052-772-2411

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	積水ハウス建設中部株式会社
事 業 場 の 所 在 地	愛知県名古屋市守山区四軒家二丁目 6 0 9 電話番号 052-772-2411
計 画 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	0 6 総合工事業
②事 業 の 規 模	元請完成工事高 23億1274万円 (令和6年 1 月決算)
③従 業 員 数	425名 (3/31 嘱託・パート等含む)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	新築・リフォーム・解体・外構の各現場及び一部資材置場 ↓ (収集運搬御者に委託) 中間処理業者に委託 (中間処理) 【一部 アスベスト等は直接最終処分業者に委託】 ↓ 再生・再中間・最終処分場へ

(第2面)

産業廃棄物の処理に関わる管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類

別表1のとおり

排出量

1168.69

t

t

(これまでに実施した取組)

- ・梱包材の簡素化
- ・解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組んでいる
- ・現場での分別を可能な限り行いリサイクル推進に努める

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

別表2のとおり

排出量

1051.82

t

t

(今後実施する予定の取組)

- ・梱包材の簡素化、余剰材の削減
- ・プレカット品の推進（石膏ボード等）
- ・解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組む
- ・現場での分別を可能な限り行いリサイクル推進に努める

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組んでいる
又、新築・リフォーム工事でも余分な梱包材の削除と出来る限り分別している

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

現状維持

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5 年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状を維持して継続する		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5 年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0.00 t	t
②計画	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
	全処理委託量	1168.69 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	30.45 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1138.76 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 当社規定のマニュアルに従い業者選定をし、契約を締結している ・ 契約を締結している中間最終処理業者の施設確認を半年に一回実施している		

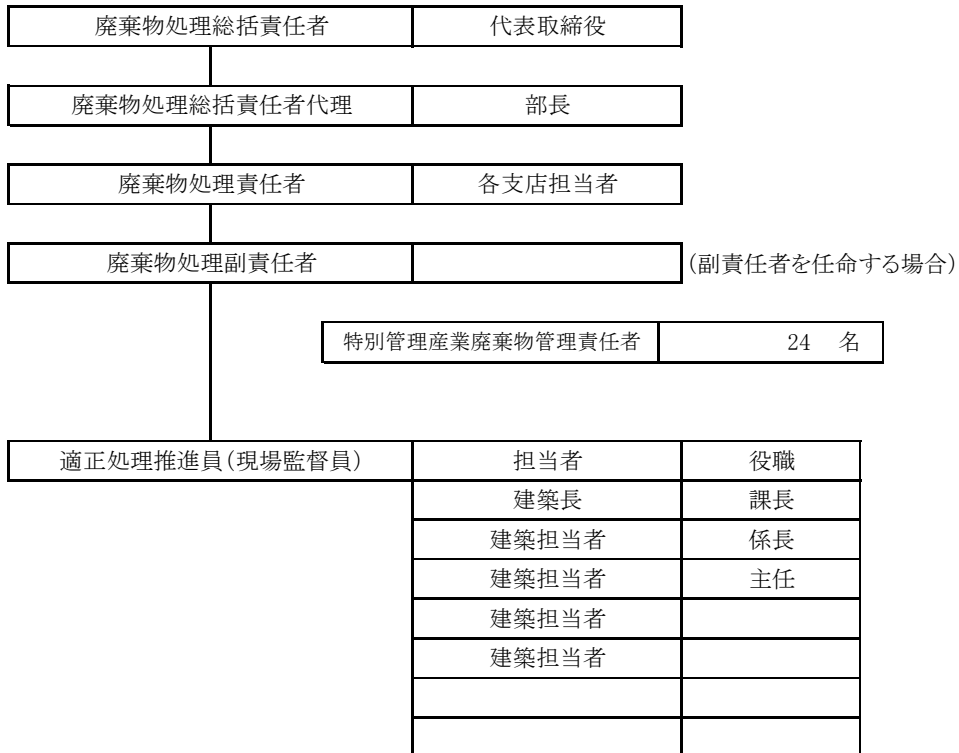
(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
	全 処 理 委 託 量	1051.82 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	27.41 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1024.88 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への 処 理 委 託 量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 現在優良認定を取得していない処理業者に取得をするように勧める		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ、事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行いに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって、減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物への処理及び清掃に関する法律施工令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと

【 廃棄物管理体制図 】



名古屋市長 殿

令和5 年度 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 別表1

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
	①排出量	②自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑤自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	⑦自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	③自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	⑩全処理委託量（①－⑧）	⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬認定熱回収業者への処理委託量	⑭認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑮その他の中間処理（①－⑧－⑫－⑬－⑭－⑯）	⑯直接埋立処分委託量
コンクリート	418.84	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	418.84	0.00	418.84	0.00	0.00	0.00	0.00
アスコン	21.46	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	21.46	0.00	21.46	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類その他	69.12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	69.12	0.00	69.12	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス・陶磁器	59.20	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	59.20	0.00	59.20	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	69.72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	69.72	0.00	65.45	0.00	0.00	4.27	0.00
金属くず	33.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	33.90	0.00	33.90	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	8.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8.70	0.00	4.80	0.00	0.00	3.90	0.00
木くず	252.81	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	252.81	12.29	252.81	0.00	0.00	0.00	0.00
繊維くず	0.98	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.98	0.00	0.98	0.00	0.00	0.00	0.00
廃石膏ボード	14.91	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.91	0.00	14.91	0.00	0.00	0.00	0.00
一般廃油	1.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.80	1.80	0.00	0.00	0.00	1.80	0.00
水銀使用製品	0.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.11	0.11	0.11	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物	200.89	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	200.89	0.00	197.18	0.00	0.00	3.71	0.00
（石綿）がれき類その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
（石綿）ガラス・陶磁器	14.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.50	14.50	0.00	0.00	0.00	0.00	14.50
（石綿）廃プラスチック類	1.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.75	1.75	0.00	0.00	0.00	0.00	1.75
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	1168.69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1168.69	30.45	1138.76	0.00	0.00	13.68	16.25

名古屋市長 殿

令和6 年度 産業廃棄物処理計画書 別表2

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
	①排出量	②自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	⑧自ら中間処理した後再生利用する量	⑤自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	⑦自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	③自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	⑩全処理委託量（①－⑧）	⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬認定熱回収業者への処理委託量	⑭認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑮その他の中間処理（①－⑧－⑫－⑬－⑭－⑯）	⑯直接埋立処分委託量
コンクリート	376.96	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	376.96	0.00	376.96	0.00	0.00	0.00	0.00
アスコン	19.31	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	19.31	0.00	19.31	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類その他	62.21	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	62.21	0.00	62.21	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス・陶磁器	53.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	53.28	0.00	53.28	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	62.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	62.75	0.00	58.91	0.00	0.00	3.84	0.00
金属くず	30.51	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	30.51	0.00	30.51	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	7.83	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	7.83	0.00	4.32	0.00	0.00	3.51	0.00
木くず	227.53	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	227.53	11.06	227.53	0.00	0.00	0.00	0.00
繊維くず	0.88	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.88	0.00	0.88	0.00	0.00	0.00	0.00
廃石膏ボード	13.42	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	13.42	0.00	13.42	0.00	0.00	0.00	0.00
一般廃油	1.62	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.62	1.62	0.00	0.00	0.00	1.62	0.00
水銀使用製品	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.10	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物	180.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	180.80	0.00	177.46	0.00	0.00	3.34	0.00
（石綿）ガラス・陶磁器	13.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	13.05	13.05	0.00	0.00	0.00	0.00	13.05
（石綿）廃プラスチック類	1.58	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.58	1.58	0.00	0.00	0.00	0.00	1.58
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	1051.82	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1051.82	27.41	1024.88	0.00	0.00	12.31	14.63